

# 第30回 定時株主総会

招集ご通知

**LAWSON**

## 目 次

第30回定時株主総会招集ご通知 .....	1	(頁)
〔添付書類〕		
営業報告書 .....	2	
1. 営業の概況 .....	2	
(1) 企業集団の営業の経過及び成果 .....	2	
(2) 企業集団の設備投資及び資金調達の状況 .....	4	
(3) 企業集団が対処すべき課題 .....	5	
(4) 企業集団及び当社の営業成績及び財産の状況の推移 .....	6	
2. 企業集団及び会社の概況 .....	7	
(1) 企業集団の主要な事業内容及び主要な事業所等 .....	7	
(2) 株式の状況 .....	8	
(3) 自己株式の取得、処分等及び保有 .....	9	
(4) 新株予約権の状況 .....	9	
(5) 企業集団の従業員の状況 .....	12	
(6) 企業結合の状況 .....	12	
(7) 主要な借入先 .....	13	
(8) 取締役及び監査役 .....	14	
(9) 取締役及び監査役に支払った報酬等の額 .....	15	
(10) 会計監査人に支払うべき報酬等の額 .....	15	
3. 決算期後に生じた企業集団の状況に関する重要な事実 .....	15	
連結貸借対照表 .....	16	
連結損益計算書 .....	17	
貸借対照表 .....	21	
損益計算書 .....	22	
利益処分案 .....	26	
会計監査人の監査報告書 謄本(連結) .....	27	
会計監査人の監査報告書 謄本 .....	28	
監査役会の監査報告書 謄本(連結) .....	29	
監査役会の監査報告書 謄本 .....	30	
〔議決権の行使についての参考書類〕		
1. 総株主の議決権の数 .....	31	
2. 議案及び参考事項 .....	31	

平成17年5月10日

株主の皆さまへ

大阪府吹田市豊津町9番1号

株式会社ローソン

代表取締役 新浪 剛

## 第30回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第30回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示、ご押印のうえ、平成17年5月26日までに到着するよう、ご返送いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 平成17年5月27日（金曜日）午前10時
2. 場 所 大阪府大阪市淀川区宮原四丁目2番1号  
メルパルクホール（大阪郵便貯金ホール）  
（会場へは末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、ご来場ください。）
3. 会議の目的事項  
報告事項
  1. 第30期（平成16年3月1日から平成17年2月28日まで）営業報告書、連結貸借対照表及び連結損益計算書並びにその監査結果報告の件
  2. 第30期（平成16年3月1日から平成17年2月28日まで）貸借対照表、損益計算書及び定款授権に基づく取締役会決議による自己株式買受け報告の件

### 決議事項

第1号議案 第30期利益処分案承認の件

第2号議案 定款一部変更の件

議案の要領は、後記の「議決権の行使についての参考書類」（31頁から32頁まで）に記載のとおりであります。

第3号議案 取締役2名選任の件

第4号議案 監査役2名選任の件

第5号議案 当社の取締役及び執行役員に対し、ストックオプションとして新株予約権を発行する件

議案の要領は、後記の「議決権の行使についての参考書類」（35頁から36頁まで）に記載のとおりであります。

第6号議案 当社の取締役に対し、株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行する件

議案の要領は、後記の「議決権の行使についての参考書類」（37頁から38頁まで）に記載のとおりであります。

第7号議案 退任取締役及び退任監査役に対する退職慰労金贈呈並びに取締役退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、代理人がご出席の際は、委任状を議決権行使書用紙とともに会場受付にご提出ください（代理人の資格は、定款の定めにより議決権を有する株主さまに限られます。）。

(添付書類)

# 営業報告書

(平成16年3月1日から  
平成17年2月28日まで)

## 1. 営業の概況

### (1) 企業集団の営業の経過及び成果

当期におけるわが国経済は、設備投資の緩やかな増加や企業収益の改善など明るい材料も見受けられましたが、原油価格の高騰や本格的な回復感が見られない個人消費などの影響により依然として先行不透明感を払拭できない状況が続きました。

小売業界におきましては、長期化するデフレ傾向やここ数年の業種業態を超えた競争の激化などによって大変厳しい経営環境となり、市場の変化に対する俊敏性・柔軟性に関して企業の実力が問われる結果となりました。

このような状況の中で当社グループは、「マチのほっとステーション」を経営の基本ビジョンに据え、その実現を目指して営業活動を行ってまいりました。また、グループ各社が営む「チケット販売事業、電子商取引事業、金融サービス関連事業、コンサルティング事業」の創出する価値とコンビニエンスストア事業との相乗効果により、ローソン店舗におけるCS（お客さま満足）の向上に努めてまいりました。さらに、平成17年4月に全面施行される「個人情報保護に関する法律」に対応するため、社内体制の整備や社員教育に努めました。

当期の業績につきましては、営業収益は2,543億9千5百万円（前期比3.6%増）となり、経常利益は、フランチャイズ店の増加により加盟店からの収入が90億5千3百万円増加したことなどにより、前期に比べ57億5千9百万円増加し423億2千2百万円（前期比15.8%増）となりました。当期純利益は、前期に比べ18億6千4百万円増加し204億3千5百万円（前期比10.0%増）となりました。

事業の種類別セグメントの業績は次のとおりであります。

(コンビニエンスストア事業)

当事業では、3つの要素の質を高めることにより、CSの向上に努めてまいりました。

3つの要素の1つ目は、『商品力の向上』で「安全・安心・健康・おいしい」をモットーとした、高品質な商品のスピーディーな開発です。2つ目は、『3つの徹底（マチのお客さまに喜んでいただけるお店・売場づくり／お店とマチをきれいにする／心のこもった接客）と、これを実行していくための店舗指導力の向上』です。そして3つ目は、集客性・収益性を重視した『お客さまにとって便利な店舗立地』への出店です。

『商品力の向上』につきましては、首都圏・東海・近畿地区をはじめとする米飯・惣菜の製造委託先に最新製造機器が導入され、今まで以上においしさにこだわった商品の提供が可能となりました。また、SCM（サプライチェーンマネジメント）の主な取り組みとして、原材料の仕入から製造加工までの標準システムを構築し、販売情報・在庫情報の共有化を図る「生産加工管理システム」の導入を開始いたしました。併せて、「食の安全・安心」のための取り組みとして、当社オリジナル商品について保存料・合成着色料を排除いたしました。主力商品群の米飯におきましては、「おにぎり屋」に続き、「食に驚きとアイデアを」をコンセプトとした弁当の新ブランド「ごはん亭」を立ち上げました。シリーズ第1弾「八宝菜×玉子炒飯」、「舞茸のチキンカツ×青菜ごはん」、「ハヤシハンバーグ×洋風ご飯（ターメリックライス）」の販売総数が発売後約2週間で200万食を突破するなど、お客さまから高い評価をいただきました。

『「3つの徹底」と店舗指導力の向上』につきましては、スーパーバイザー（店舗指導員）への教育研修に加え、新たにミステリーショッパー（店舗覆面調査）を導入いたしました。ミステリーショッパーとは、調査員がお客さまの視点で各店舗を客観的かつ定量的に評価することにより、フランチャイズオーナーに自店の改善点を明確に認識していただくための施策です。これと併せて、店舗運営の中核を担う店員（リーダークルー）に対して全国の7ヵ所に新設したトレーニングセンターでの集合研修を行いました。これらにより、評価と改善の仕組みが体系化され、店舗運営におけるサービスレベルの向上につなげることができました。

『お客さまにとって便利な店舗立地』への出店につきましては、東京・名古屋・大阪地区を中心に質を追求した出店や、国立大学法人への初出店（ローソン京都大学店）やJA佐賀市との共同出店（ローソン佐賀金立店）など、今まで実現できなかった商圈への出店や新たな取り組みを行いました。また、東北スーパー株式会社との間で、同社の営むコンビニエンスストア事業の一部（青森県・岩手県・秋田県内の最大89店舗）を対象とした営業譲渡契約を平成16年10月に締結し、当期中に67店舗を譲り受けました。その一方で、低日販・不採算店舗の立地移転・閉鎖も積極的に進めてまいりました。その結果、当期は新規出店数が711店舗、立地移転を含む閉鎖店舗数が455店舗、期末日現在の店舗数は8,077店舗となり、前期末に比べ256店舗の増加となりました。

サービス面につきましては、公共料金などの収納代行の年間取扱件数が1億1,800万件を超え、取扱金額も1兆359億3千5百万円まで拡大いたしました。また、ATM（現金自動預入支払機）の設置は、新たに9県を加えた26都道府県にまで広がり、その設置台数は3,457台となりました。平成14年8月からサービスを開始しておりますローソンパスにつきましては、カード会員数が180万人を超え、着実にお客さまのご支持をいただいております。

業務提携につきましては、お客さまの利便性を追求するため、引き続き積極的に取り組んでまいりました。日本郵政公社との提携におきましては、郵便局内への出店（ポスタルローソン）に加え、平成16年11月からは「ゆうパック」の取扱いを開始いたしました。また、日興コーディアル証券株式会社との提携におきましては、ローソン店舗内のマルチメディア情報端末「Loppi」を利用した証券仲介サービス（ピーカブー）を平成16年9月から全国で開始しております。

環境保全・社会貢献活動につきましては、平成4年から継続して行っております「ローソン緑の募金」をはじめとする緑化支援活動が地球温暖化防止に貢献しているものと認められ、平成16年11月に「環境大臣賞」を受賞いたしました。また、地震や台風などの被災地に対する義援金募金活動や救援物資による支援などの災害復興支援活動を行いました。併せて、今後の災害発生時に備え、東京消防庁や地方自治体と大規模災害時における支援活動についての協定を締結しております。

### 【コンビニエンスストア事業の営業収益】

営業収益	前期比
239,534 百万円	102.8 %

### 【コンビニエンスストア事業の商品別チェーン全店売上高】

商品別	売上高	構成比	前期比
加工食品	665,687 百万円	50.1 %	106.5 %
ファストフード	297,369	22.4	98.3
日配食品	148,134	11.1	106.2
非食品	217,887	16.4	98.5
合計	1,329,077	100.0	103.2

(注) 前期比の計算に用いた前期数値には、前期まで連結子法人等であった上海華聯罗森有限公司の売上高を含めております。

#### (その他の事業)

当社グループには、コンビニエンスストア事業以外にチケット販売事業、電子商取引事業、金融サービス関連事業、コンサルティング事業があります。

チケット販売事業を営む株式会社ローソンチケットは、平成17年2月から楽天エンタープライズ株式会社とチケットの共同販売を開始いたしました。これにより、ローソン店舗約8,000店での店頭販売のみならず、楽天市場という有数のインターネットショッピングモールを通じて、楽天会員約800万人の顧客層までその販売先を広げることができました。今後も質の高い情報の発信とサービスの充実を通じて、顧客層の拡大を図ってまいります。

金融サービス関連事業を営む株式会社ローソン・エイティエム・ネットワークスは、ローソン店舗などへのATM設置台数及び取扱件数が伸長したことにより、黒字転換を実現いたしました。

### 【その他の事業の営業収益】

営業収益	前期比
17,149 百万円	115.3 %

## (2) 企業集団の設備投資及び資金調達の状況

### ① 設備投資の状況

当期における設備投資の総額は30,596百万円であり、主なものは、土地・建物などの店舗設備投資が26,740百万円、情報システムの拡充が2,716百万円であります。

### ② 資金調達の状況

子会社の株式会社ローソンチケットは、平成16年10月をもってジャスダック市場に公開し、5,000株の公募増資により681百万円の資金調達を行いました。

### (3) 企業集団が対処すべき課題

デフレ傾向の長期化や依然として続く景気の先行不透明感の中、企業間競争はますます激しくなるものと思われまます。

このような状況の中で当社グループは、引き続き「マチのほっとステーション」の実現を目指し、3つの要素（商品力／「3つの徹底」と店舗指導力／お客さまにとって便利な店舗立地）の質を高めて、CSレベルの向上に努めてまいります。商品力につきましては、お客さまにご満足いただけるよう、特に主力商品群である米飯類の品質向上に引き続き努めるとともに、今後も「安全・安心・健康・おいしい」をモットーとした商品開発を行ってまいります。また、「3つの徹底」と店舗指導力につきましては、「個店主義」（マチのお客さまに喜んでいただけるお店づくり）を強化するため、スーパーバイザーと店舗とのコミュニケーションの充実を図ってまいります。さらに、集客性・収益性の高い店舗を開発するため、優良な物件情報の収集と優良なフランチャイズオーナーの募集に注力してまいります。また、「健康」をキーワードに展開しております「ナチュラルローソン」は、積極的な店舗展開を行ってまいります。業務提携につきましても引き続き積極的に取り組み、今までご愛顧いただいているお客さまはもちろんのこと、新たな商圈や新たな層のお客さまのニーズにもお応えできるようなサービスの拡充を図ってまいります。併せて、平成17年3月の組織変更により「CSR推進ステーション」を新設し、企業の社会的責任を果たすとともに、ローソンブランドの更なる向上を目指して、全社をあげて取り組んでまいります。

株主の皆さまにおかれましては、今後ともなお一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

#### (4) 企業集団及び当社の営業成績及び財産の状況の推移

##### ① 企業集団の営業成績及び財産の状況の推移

区 分 \ 期 別	第 27 期 (平成13年度)	第 28 期 (平成14年度)	第 29 期 (平成15年度)	第 30 期 (平成16年度)
営 業 収 益(百万円)	256,116	250,334	245,601	254,395
経 常 利 益(百万円)	35,207	30,656	36,563	42,322
当 期 純 利 益(百万円)	16,123	8,861	18,571	20,435
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	145円54銭	82円35銭	175円78銭	198円47銭
総 資 産(百万円)	342,934	342,599	354,831	356,309
純 資 産(百万円)	149,827	151,864	154,317	160,282
1 株 当 たり 純 資 産	1,392円	1,411円	1,479円	1,568円

##### ② 当社の営業成績及び財産の状況の推移

区 分 \ 期 別	第 27 期 (平成13年度)	第 28 期 (平成14年度)	第 29 期 (平成15年度)	第 30 期 (平成16年度)
チェーン全店売上高(百万円)	1,282,369	1,291,030	1,285,018	1,329,077
営 業 収 益(百万円)	249,050	239,315	231,099	239,534
経 常 利 益(百万円)	35,898	33,209	37,629	42,237
当 期 純 利 益(百万円)	16,714	10,263	19,018	20,585
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	150円87銭	95円38銭	180円01銭	199円93銭
総 資 産(百万円)	338,518	338,221	349,328	350,180
純 資 産(百万円)	151,333	154,860	157,843	163,991
1 株 当 たり 純 資 産	1,406円	1,439円	1,513円	1,604円

- (注) 1. 「① 企業集団の営業成績及び財産の状況の推移」の表示方法につきましては、第30期より表示単位未満四捨五入から切捨てに変更しております。
2. 企業集団及び当社における第28期の「当期純利益」の減少は、主に資産の処理を進めたことによる特別損失の増加によるものであります。
3. 企業集団及び当社における第29期の「当期純利益」の増加は、主に店舗閉鎖に伴う固定資産除却損の減少によるものであります。

## 2. 企業集団及び会社の概況（平成17年2月28日現在）

### (1) 企業集団の主要な事業内容及び主要な事業所等

（コンビニエンスストア事業）

#### ① 株式会社ローソン

主要な事業内容：主としてフランチャイズシステムによるコンビニエンスストア「ローソン」のチェーン本部として、フランチャイズシステム及び直営店舗の運営を行っております。

本店：大阪府吹田市豊津町9番1号

主要な事業所：東京本社（東京都品川区）、北海道支社（札幌市中央区）、東北支社（仙台市青葉区）、関東支社（東京都台東区）、中部支社（名古屋市中区）、近畿支社（大阪府吹田市）、中四国支社（岡山県岡山市）、九州支社（福岡市博多区）

（注）上記の他にディストリクト・オフィスなどを104カ所に有しております。

店舗：

地域	店舗数	地域	店舗数	地域	店舗数	地域	店舗数
北海道	494	東京都	789	滋賀県	114	香川県	95
青森県	123	神奈川県	475	京都府	178	愛媛県	138
岩手県	159	新潟県	108	大阪府	818	高知県	52
宮城県	159	富山県	95	兵庫県	458	福岡県	292
秋田県	127	石川県	68	奈良県	95	佐賀県	57
山形県	54	福井県	73	和歌山県	111	長崎県	83
福島県	99	山梨県	62	鳥取県	65	熊本県	86
茨城県	107	長野県	138	島根県	60	大分県	106
栃木県	99	岐阜県	84	岡山県	114	宮崎県	81
群馬県	65	静岡県	155	広島県	115	鹿児島県	108
埼玉県	303	愛知県	336	山口県	109	沖縄県	120
千葉県	276	三重県	72	徳島県	102	合計	8,077

#### ② 株式会社ナチュラルローソン

主要な事業内容：当社より「ナチュラルローソン」店舗の運営を受託しております。なお、「ナチュラルローソン」の店舗数は上記表中に含まれております。

本店：東京都品川区

（その他の事業）

名称	本店	主要な事業内容
株式会社ローソンチケット	東京都渋谷区	チケット販売事業 当社店舗においてチケット販売を行っております。
株式会社アイ・コンビニエンス	東京都品川区	電子商取引事業 i モード端末から商品・サービスの注文を受け、当社店舗において決済及び引渡しなどを行っております。
株式会社ローソン・エイティエム・ネットワークス	東京都品川区	金融サービス関連事業 当社店舗において、共同ATMを設置しております。
株式会社バストプラクティス	東京都品川区	コンサルティング事業 店舗調査に基づきローソン店舗の改善提案を行っております。

## (2) 株式の状況

① 会社が発行する株式の総数 409,300,000株

② 発行済株式の総数 104,600,000株

(注) 「会社が発行する株式の総数」と「発行済株式の総数」は、平成16年6月に行った自己株式の消却により、前期末に比べそれぞれ3,000,000株減少しております。

③ 株 主 数 43,636名

④ 大 株 主

株 主 名	当社への出資状況		当社の大株主への出資状況	
	持 株 数 (議決権比率)		持 株 数 (議決権比率)	
三 菱 商 事 株 式 会 社	32,089 <sup>千株</sup>	(31.4%)	— <sup>千株</sup>	(—%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	6,550	(6.4)	—	(—)
丸 紅 フ ー ズ イ ン ベ ス ト メ ン ト 株 式 会 社	5,939	(5.8)	—	(—)
ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー505103	4,066	(4.0)	—	(—)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	3,470	(3.4)	—	(—)
任 天 堂 株 式 会 社	3,447	(3.4)	—	(—)
野 村 證 券 株 式 会 社	1,998	(2.0)	—	(—)

(注) 1. 上記の持株数は株主名簿に基づき記載しております。

2. 三菱商事株式会社は、平成16年12月から当社の筆頭株主となっております。

3. 当社は、平成17年2月28日現在自己株式を2,422千株所有しておりますが、上記表中からは除外しております。

### (3) 自己株式の取得、処分等及び保有

#### ① 取得株式

普通株式 2,154,425株

取得価額の総額 8,798,101,270円

※上記のうち、第29回定時株主総会后、定款授權に基づく取締役会決議により買受けた自己株式買受けを必要とした理由 資本政策の柔軟性・機動性を確保し、資本効率性を追求すべく、自己株式を買受けたものであります。

普通株式 1,654,500株

取得価額の総額 6,833,432,000円

#### ② 処分株式

普通株式 15,000株

処分価額の総額 53,519,743円

#### ③ 失効手続きをした株式

普通株式 3,000,000株

#### ④ 決算期末における保有株式

普通株式 2,422,809株

### (4) 新株予約権の状況

#### 1. 現に発行している新株予約権

- ① 旧商法第280条ノ19第1項の規定に基づく新株引受権は貸借対照表の注記に記載しております。
- ② 商法第280条ノ20及び商法第280条ノ21の規定に基づく新株予約権

株主総会の特別決議日	平成14年5月29日	平成15年5月27日	平成16年5月28日
新株予約権の発行総数(個)	3,130	920	990
権利行使分を減じた新株予約権の数(個)	2,930	920	990
権利行使分及び権利消滅分を減じた新株予約権の数(個)	1,929	920	990
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式	当社普通株式	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の総数(株)	313,000	92,000	99,000
権利行使分を減じた新株予約権の目的となる株式の数(株)	293,000	92,000	99,000
権利行使分及び権利消滅分を減じた新株予約権の目的となる株式の数(株)	192,900	92,000	99,000
新株予約権の発行価額	無償	無償	無償

2. 当営業年度中に株主以外の者に対し特に有利な条件で発行した新株予約権の内容

- ① 発行した新株予約権の数  
990個（新株予約権1個につき100株）
- ② 目的となる株式の種類及び数  
当社普通株式 99,000株
- ③ 新株予約権の発行価額  
無償
- ④ 行使の条件
  - i) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において、当社取締役、監査役、執行役員又は使用人の何れかの地位を保有していること、あるいは当社と顧問契約を締結している場合に限る。ただし、新株予約権の割当てを受けた者が、当社を任期満了により退任した場合、定年退職その他取締役会が認める事由により退職した場合は、この限りではない。
  - ii) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による本件新株予約権の行使は認めない。
  - iii) 新株予約権者は、当社普通株式の東京証券取引所における株価が、権利行使時の1株当たり払込金額4,320円を20%以上上回っている場合に限り当社に対して権利行使の申し込みを行うことができる。
  - iv) 新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。
  - v) 新株予約権を行使することができる期間は平成18年6月10日から平成21年6月9日までとする。  
その他の条件については、「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
- ⑤ 消却の事由と条件
  - i) 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案又は株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、当社は本件新株予約権を無償で消却することができる。
  - ii) 本件新株予約権は、新株予約権の割当てを受けた者が④ i) に定める条件を満たさない状態となり権利を喪失した場合及び④ ii) の場合にはその新株予約権を無償で消却することができる。ただし、この場合の消却手続きは新株予約権の行使期間終了後一括して行うことができるものとする。
- ⑥ 有利な条件の内容  
当社の取締役及び執行役員に対し新株予約権を無償で発行した。

⑦ 割当てを受けた者の氏名と割当てを受けた新株予約権の数  
当社取締役

氏名	新株予約権の数
新 浪 剛	100個
田 邊 栄 一	50個
山 崎 勝 彦	40個
青 木 輝 夫	30個
田 坂 広 志	30個
奥 谷 禮 子	30個
増 田 宗 昭	30個
古 川 洽 次	30個
三 野 博	30個
以上 9名	合計 370個

当社執行役員

氏名	新株予約権の数
長 谷 川 進	40個
国 崎 武 敏	40個
小 川 広 通	30個
奥 田 一 郎	30個
鈴 木 清 晃	30個
野 林 定 行	30個
川 村 隆 利	30個
浅 野 学	30個
岸 本 丞 介	30個
今 田 勝 之	30個
森 本 憲 治	30個
伊 賀 維 津 雄	30個
清 田 滋	30個
篠 崎 良 夫	30個
河 原 成 昭	30個
渡 辺 忠 直	30個
出 口 幸 之 進	30個
松 原 覚	30個
下 畑 幸 政	30個
清 水 達 平	30個
以上 20名	合計 620個

(注) 国崎武敏、川村隆利、岸本丞介、河原成昭、下畑幸政の5氏は、上記新株予約権割当て時に子会社の取締役（代表取締役を含む）を兼務しております。

## (5) 企業集団の従業員の状況

### ① 企業集団の従業員の状況

事業部門の名称	従業員数（前期末比増減）
コンビニエンスストア事業	3,128名（△162名）
チケット販売事業	157名（ 73名）
電子商取引事業	18名（ 3名）
金融サービス関連事業	12名（△ 1名）
コンサルティング事業	76名（ 76名）
合 計	3,391名（△ 11名）

### ② 当社の従業員の状況

従業員数（前期末比増減）	平均年齢	平均勤続年数
3,095名（△53名）	36.4才	10.3年

## (6) 企業結合の状況

### ① 重要な子法人等の状況

名 称	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社ナチュラルローソン	98 <small>百万円</small>	100.0 %	コンビニエンスストア事業
株式会社ローソンチケット	2,892 <small>百万円</small>	51.1 %	チケット販売事業
株式会社アイ・コンビニエンス	2,000 <small>百万円</small>	51.0 %	電子商取引事業
株式会社ローソン・エイティエム・ネットワークス	3,000 <small>百万円</small>	54.0 %	金融サービス関連事業
株式会社ベストプラクティス	10 <small>百万円</small>	100.0 %	コンサルティング事業

### ② 重要な関連会社の状況

名 称	資本金	議決権比率	主要な事業内容
上海華聯罗森有限公司	165,898 <small>千元</small>	49.0 %	コンビニエンスストア事業
株式会社ローソン・シーエス・カード	4,200 <small>百万円</small>	50.0 %	金融サービス関連事業

### ③ 企業結合の経過

1. 株式会社ナチュラルローソンは、平成16年4月に子会社の株式会社ローソン・イープランニングより商号変更を行いました。
2. 株式会社ローソンチケットが平成16年10月に行った公募増資の結果、当社の議決権比率は55.8%から51.1%となりました。
3. 株式会社ベストプラクティスは、平成16年3月に設立いたしました。
4. 平成15年4月に当社と華聯集団有限公司との間で締結した「持分譲渡契約」に基づき、平成16年5月に当社が保有する上海華聯羅森有限公司株式70.0%のうち21.0%を華聯集団有限公司に譲渡いたしました。

### ④ 企業結合の成果

当社グループの連結子法人等は上記の重要な子法人等5社であり、持分法適用会社は2社であります。当期の連結業績は次のとおりであります。

営業収益（前期比）	経常利益（前期比）	当期純利益（前期比）
254,395百万円（103.6%）	42,322百万円（115.8%）	20,435百万円（110.0%）

### ⑤ 重要な業務提携

三菱商事株式会社は、当社の議決権を31.7%（32,399千株）有しております（間接所有含む）。当社は同社を最重要な戦略的パートナーと位置づけ、既存ビジネスの強化や新規事業の展開などをカバーする広範囲な業務提携契約を締結しております。

### (7) 主要な借入先

該当事項はありません。

(8) 取締役及び監査役

地 位	氏 名	担 当 又 は 主 な 職 業
代 表 取 締 役	新 浪 剛	社長執行役員
代 表 取 締 役	田 邊 栄 一	専務執行役員CFO兼コーポレート管掌
取 締 役	山 崎 勝 彦	常務執行役員CRO兼FCサポート本部長兼FCサポートグループ担当兼企業倫理担当兼ヒューマンリソース管掌
取 締 役	青 木 輝 夫	株式会社ローソン・シーエス・カード代表取締役社長
取 締 役	田 坂 広 志	多摩大学大学院教授
取 締 役	奥 谷 禮 子	株式会社ザ・アール代表取締役社長
取 締 役	増 田 宗 昭	カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社代表取締役社長
取 締 役	古 川 洽 次	三菱商事株式会社顧問
取 締 役	三 野 博	三菱商事株式会社執行役員コンシューマー事業本部長
常 勤 監 査 役	児 島 政 明	
常 勤 監 査 役	山 川 健 次	
監 査 役	真 田 佳 幸	三菱商事株式会社新機能事業グループCFO兼新機能事業グループコントローラー
監 査 役	小 澤 徹 夫	弁護士

(注) 1. 取締役 田坂広志、奥谷禮子、増田宗昭、古川洽次、三野博の5氏は、商法第188条第2項第7号ノ2に定める社外取締役であります。

2. 常勤監査役 児島政明、監査役 真田佳幸、同 小澤徹夫の3氏は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。

3. 当期中の取締役及び監査役の異動は次のとおりであります。

平成16年5月28日開催の第29回定時株主総会並びに取締役会及び監査役の互選による異動

就 任	取 締 役	古 川 洽 次	
	取 締 役	三 野 博	
	常 勤 監 査 役	山 川 健 次	
退 任	取 締 役	小 島 順 彦	
	取 締 役	上 野 征 夫	
	監 査 役	鈴 木 貞 夫	
地位の変更	代 表 取 締 役	田 邊 栄 一	(変更前の地位：取締役)

4. 取締役を兼務しない執行役員は次のとおりであります。

常 務 執 行 役 員	長 谷 川 進	執 行 役 員	森 本 憲 治
常 務 執 行 役 員	国 崎 武 敏	執 行 役 員	伊 賀 維 津 雄
常 務 執 行 役 員	小 川 広 通	執 行 役 員	清 田 滋
執 行 役 員	奥 田 一 郎	執 行 役 員	篠 崎 良 夫
執 行 役 員	落 合 勇	執 行 役 員	河 原 成 昭
執 行 役 員	鈴 木 清 晃	執 行 役 員	渡 辺 口 幸 之 進
執 行 役 員	野 林 定 行	執 行 役 員	出 口 幸 之 進
執 行 役 員	川 村 隆 利	執 行 役 員	松 原 覚
執 行 役 員	浅 野 学	執 行 役 員	下 畑 幸 政
執 行 役 員	岸 本 丞 介	執 行 役 員	清 水 達 平
執 行 役 員	今 田 勝 之		

### (9) 取締役及び監査役に支払った報酬等の額

区 分	取 締 役		監 査 役		計	
	支給人員	支 給 額	支給人員	支 給 額	支給人員	支 給 額
株主総会決議に基づく報酬	11名	171百万円	5名	46百万円	16名	217百万円
株主総会決議に基づく退職慰労金	2名	3百万円	1名	15百万円	3名	18百万円
計		174百万円		61百万円		235百万円

- (注) 1. 当期末現在の取締役の人数は9名、監査役の人数は4名であります。  
2. 上記支給人員には平成16年5月28日に退任した取締役2名を含んでおります。  
3. 上記支給人員には平成16年5月28日に辞任した監査役1名を含んでおります。  
4. 株主総会の決議による取締役の報酬限度額は年額400百万円であります（平成13年5月24日株主総会決議）。  
5. 株主総会の決議による監査役の報酬限度額は年額60百万円であります（平成10年5月30日株主総会決議）。

### (10) 会計監査人に支払うべき報酬等の額

	支 払 額
① 当社及び子法人等が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額	99百万円
② 上記①の合計額のうち、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務の対価として当社及び子法人等が支払うべき報酬等の合計額	55百万円
③ 上記②の合計額のうち、当社が会計監査人に支払うべき報酬等の額	42百万円

- (注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」に基づく監査と証券取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、③の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

## 3. 決算期後に生じた企業集団の状況に関する重要な事実

該当事項はありません。

# 連結貸借対照表

(平成17年2月28日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負債、少数株主持分及び資本の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	128,592	流動負債	137,931
現金及び預金	71,585	買掛金	62,554
加盟店貸付金	10,332	加盟店借入金	3,982
有価証券	13,021	未払金	13,021
たな卸資産	1,376	未払法人税等	11,717
前払費用	4,620	預り金	40,269
短期貸付金	5,000	賞与引当金	2,788
未収入金	18,725	ポイント引当金	409
繰延税金資産	3,240	その他	3,187
その他の金	772	固定負債	54,606
貸倒引当金	81	退職給付引当金	1,807
固定資産	227,716	役員退職慰労引当金	304
有形固定資産	92,165	預り保証金	52,334
建物及び構築物	67,042	その他	159
工具器具備品	18,810		
土地	5,643		
建設仮勘定	668	(少数株主持分)	( 3,490)
無形固定資産	14,010	少数株主持分	3,490
ソフトウェア	10,969		
ソフトウェア仮勘定	1,336	(資本の部)	(160,282)
営業権	1,026	資本金	58,506
その他	676	資本剰余金	41,523
投資その他の資産	121,541	利益剰余金	76,721
投資有価証券	1,464	土地再評価差額金	7,037
長期貸付金	16,809	株式等評価差額金	110
長期前払費用	2,646	為替換算調整勘定	33
差入保証金	89,964	自己株式	9,574
繰延税金資産	8,291		
再評価に係る繰延税金資産	4,828		
その他の金	1,673		
貸倒引当金	4,137		
合 計	356,309	合 計	356,309

# 連結損益計算書

(平成16年3月1日から  
平成17年2月28日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
(経常損益の部)		
営業損益の部		
営業収益		
売上高	64,522	
加盟店からの収入	162,963	
その他の営業収入	26,910	254,395
営業費用		
売上原価	46,818	
販売費及び一般管理費	164,635	211,454
営業利益		42,941
営業外損益の部		
営業外収益		
受取利息及び配当金	355	
その他	1,021	1,377
営業外費用		
店舗解約損	1,062	
持分法による投資損失	609	
その他	325	1,996
経常利益		42,322
(特別損益の部)		
特別利益		
持分変動利益	134	
その他	111	245
特別損失		
固定資産除却損	3,690	
貸倒引当金繰入額	2,182	
その他	655	6,528
税金等調整前当期純利益		36,040
法人税、住民税及び事業税	17,313	
法人税等調整額	1,945	15,367
少数株主利益		237
当期純利益		20,435

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子法人等の数 5社 (国内) 株式会社ローソンチケット  
株式会社アイ・コンビニエンス  
株式会社ローソン・エイティエム・ネットワークス  
株式会社ベストプラクティス  
株式会社ナチュラルローソン

連結子法人等の株式会社ベストプラクティスは、当連結会計期間において新たに設立いたしました。

また、株式会社ローソン・イープランニングは当連結会計期間において、商号を株式会社ナチュラルローソンへ変更しております。なお、上海華聯羅森有限公司は、当連結会計期間における出資比率の変更により連結子法人等から持分法適用関連会社へ変更しております。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用の関連会社の数 2社 (国内) 株式会社ローソン・シーエス・カード  
(海外) 上海華聯羅森有限公司

3. 連結子法人等の事業年度等に関する事項

連結子法人等の事業年度末日と連結決算日は一致しております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

満期保有目的の債券.....償却原価法(定額法)

その他有価証券

時価のあるもの.....期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの.....移動平均法による原価法

たな卸資産

商品.....売価還元平均原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産.....定額法

なお、主な耐用年数は、建物10年～34年、工具器具備品5年～8年であります。

無形固定資産.....定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

長期前払費用.....定額法

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金.....債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金.....従業員への賞与支給に備えるため、支給見込額基準により計上しております。

ポイント引当金.....ローソンパス会員に付与したポイントの使用に備えるため、当連結会計期間末において将来使用されると見込まれる額を計上しております。

(追加情報)

ポイント使用による費用は、従来はポイント使用時に費用処理していましたが、利用見込額を合理的に算定することが可能となったため、当連結会計期間よりポイント引当金を計上しております。

この変更に伴い、従来の方法によった場合と比較して営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益は409百万円それぞれ減少しております。

退職給付引当金.....従業員への退職給付に備えるため、当連結会計期間末における退職給付債務及び年金資産に基づき、当連結会計期間末に発生していると認められる額を計上しております。数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により、発生の際連結会計期間から費用処理することとしております。

また、過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により、発生した期から費用処理することとしております。

役員退職慰労引当金.....役員（執行役員を含む）への退職慰労金の支払に備えるため、内規に基づく期末要支給額の100%を計上しております。

(4) 外貨建の資産及び負債の.....外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外関連会社の資産及び負債並びに収益及び費用は連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額のうち持分相当額は資本の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(5) 重要なリース取引の処理方法.....リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(6) 消費税等の会計処理.....税抜方式

5. 連結子法人等の資産及び負債の評価に関する事項  
連結子法人等の資産及び負債の評価は、全面時価評価法によっております。

6. 連結調整勘定の償却に関する事項  
連結調整勘定は、5年間で均等償却をしております。

〔備考〕記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

(連結貸借対照表の注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	86,867百万円
2. リース契約により使用する重要な固定資産	
	リース契約により使用している重要な固定資産として、店舗用器具備品があります。
3. 保証債務	6,050百万円
4. 税効果会計関係	

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生的主要原因別の内訳

未払事業税等	1,116百万円
賞与引当金	1,248百万円
投資有価証券評価損	309百万円
減価償却超過額	2,297百万円
ソフトウェア償却超過額	975百万円
退職給付引当金	2,708百万円
貸倒引当金	1,653百万円
その他	2,294百万円
繰延税金資産小計	12,605百万円
評価性引当金	997百万円
繰延税金資産合計	11,607百万円

株式等評価差額金	75百万円
繰延税金負債合計	75百万円

繰延税金資産の純額 11,532百万円

## 5. 退職給付関係

採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子法人等は、確定拠出年金及び退職一時金制度を採用しております（連結子法人等は退職一時金制度のみ）。また、当社の退職一時金制度については、退職給付信託を設定しております。

退職給付債務に関する事項

イ 退職給付債務	9,898百万円
ロ 年金資産	5,536百万円
ハ 未積立退職給付債務（イ＋ロ）	4,362百万円
ニ 未認識過去勤務債務	1,581百万円
ホ 未認識数理計算上の差異	973百万円
ヘ 退職給付引当金（ハ＋ニ＋ホ）	1,807百万円

（注）連結子法人等は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

退職給付費用に関する事項

イ 勤務費用	659百万円
ロ 利息費用	174百万円
ハ 過去勤務債務の処理額	175百万円
ニ 数理計算上の差異の費用処理額	72百万円
ホ 退職給付費用（イ＋ロ＋ハ＋ニ）	1,082百万円
ヘ 確定拠出年金への掛金支払額	245百万円
ト 合計（ホ＋ヘ）	1,327百万円

（注）簡便法を採用している連結子法人等の退職給付費用は、「イ 勤務費用」に計上しております。

退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

イ 割引率	2.0%
ロ 期待運用収益率	0%
ハ 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準

## 6. 事業用土地の再評価に関する事項

当社は「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。この評価差額のうち、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金資産」として資産の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。

再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める路線価に基づき合理的な調整を行った価額及び同条第5号に定める鑑定評価に基づいて算出しております。

再評価を行った年月日

平成14年2月28日

再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

1,481百万円

（連結損益計算書の注記）

1株当たり当期純利益

198円47銭

# 貸借対照表

(平成17年2月28日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 及 び 資 本 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	115,875	流動負債	131,810
現金及び預金	60,574	買掛金	62,554
加盟店貸付金	10,332	加盟店借入金	3,982
有価証券	13,021	短期借入金	200
商標権	1,371	未払金	12,116
前払費用	4,604	未払法人税等	11,462
短期貸付金	5,000	未払費用	1,911
未収入金	17,307	預り金	35,514
繰延税金資産	2,997	賞与引当金	2,636
その他の金	746	ポイント引当金	407
貸倒引当金	80	その他の	1,025
固定資産	234,304	固定負債	54,377
有形固定資産	92,022	退職給付引当金	1,772
建物	56,408	役員退職慰労引当金	285
構築物	10,618	預り保証金	52,318
工具器具備品	18,683		
土地	5,643		
建設仮勘定	668		
無形固定資産	13,270	(資本の部)	(163,991)
ソフトウェア	10,256	資本金	58,506
ソフトウェア仮勘定	1,336	資本剰余金	41,523
営業権	1,026	資本準備金	41,520
その他の	651	その他資本剰余金	3
投資その他の資産	129,011	自己株式処分差益	3
投資有価証券	5,172	利益剰余金	80,463
子会社株式	3,270	利益準備金	727
長期貸付金	16,809	任意積立金	50,000
長期前払費用	2,633	別途積立金	50,000
差入保証金	89,907	当期末処分利益	29,736
繰延税金資産	8,851	土地再評価差額金	7,037
再評価に係る繰延税金資産	4,828	株式等評価差額金	110
その他の	1,675	自己株式	9,574
貸倒引当金	4,137		
合 計	350,180	合 計	350,180

# 損 益 計 算 書

(平成16年3月1日から  
平成17年2月28日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
(経常損益の部)		
営業損益の部		
営業収益		
売上高	63,801	
加盟店からの収入	162,963	
その他の営業収入	12,769	239,534
営業費用		
売上原価	46,167	
販売費及び一般管理費	151,145	197,313
営業利益		42,220
営業外損益の部		
営業外収益		
受取利息及び配当金	355	
その他	1,009	1,365
営業外費用		
店舗解約損	1,060	
その他	288	1,348
経常利益		42,237
(特別損益の部)		
特別利益		
固定資産売却益	18	
その他	17	36
特別損失		
固定資産除却損	3,662	
貸倒引当金繰入額	2,182	
その他	645	6,490
税引前当期純利益		35,783
法人税、住民税及び事業税	16,936	
法人税等調整額	1,739	15,197
当期純利益		20,585
前期繰越利益		23,445
土地再評価差額金取崩額		5
中間配当額		3,585
利益による自己株式消却額		10,703
当期末処分利益		29,736

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
  - 満期保有目的の債券.....償却原価法(定額法)
  - その他有価証券
    - 時価のあるもの.....期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
    - 時価のないもの.....移動平均法による原価法
  - 子会社株式及び関連会社株式.....移動平均法による原価法
2. たな卸資産の評価基準及び評価方法
  - 商品.....売価還元平均原価法
3. 固定資産の減価償却の方法
  - 有形固定資産.....定率法  
なお、主な耐用年数は、建物10年～34年、工具器具備品5年～8年であります。
  - 無形固定資産.....定額法  
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。
  - 長期前払費用.....定額法
4. 引当金の計上基準
  - 貸倒引当金.....債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
  - 賞与引当金.....従業員への賞与支給に備えるため、支給見込額基準により計上しております。
  - ポイント引当金.....ローソンプラス会員に付与したポイントの使用に備えるため、当期末において将来使用されると見込まれる額を計上しております。  
なお、この引当金は商法施行規則第43条に規定する引当金であります。  
(追加情報)  
ポイント使用による費用は、従来はポイント使用時に費用処理しておりましたが、利用見込額を合理的に算定することが可能となったため、当期よりポイント引当金を計上しております。
  - 退職給付引当金.....従業員への退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産に基づき、当期末に発生していると認められる額を計上しております。数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により、発生翌期から費用処理することとしております。  
また、過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により、発生した期から費用処理することとしております。
  - 役員退職慰労引当金.....役員(執行役員を含む)への退職慰労金の支払に備えるため、内規に基づく期末要支給額の100%を計上しております。  
なお、この引当金は商法施行規則第43条に規定する引当金であります。
5. リース取引の処理方法.....リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
6. 消費税等の会計処理.....税抜方式

(備考)記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

(貸借対照表の注記)

1. 子会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	319百万円
短期金銭債務	1,549百万円
長期金銭債務	28百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 86,698百万円

3. リース契約により使用する重要な固定資産

リース契約により使用している重要な固定資産として、店舗用器具備品があります。

4. 保証債務 6,050百万円

5. 税効果会計関係

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳

未払事業税等	1,087百万円
賞与引当金	1,186百万円
投資有価証券評価損	309百万円
子会社株式評価損	348百万円
減価償却超過額	2,282百万円
ソフトウェア償却超過額	967百万円
退職給付引当金	2,695百万円
貸倒引当金	1,653百万円
その他の	1,393百万円
繰延税金資産合計	11,925百万円

株式等評価差額金	75百万円
繰延税金負債合計	75百万円

繰延税金資産の純額 11,849百万円

6. 退職給付関係

採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出年金制度及び退職一時金制度を採用しております。また、退職一時金制度については、退職給付信託を設定しております。

退職給付債務に関する事項

イ 退職給付債務	9,863百万円
ロ 年金資産	5,536百万円
ハ 未積立退職給付債務(イ+ロ)	4,327百万円
ニ 未認識過去勤務債務	1,581百万円
ホ 未認識数理計算上の差異	973百万円
ヘ 退職給付引当金(ハ+ニ+ホ)	1,772百万円

退職給付費用に関する事項

イ 勤務費用	651百万円
ロ 利息費用	174百万円
ハ 過去勤務債務の処理額	175百万円
ニ 数理計算上の差異の費用処理額	72百万円
ホ 退職給付費用(イ+ロ+ハ+ニ)	1,074百万円
ヘ 確定拠出年金への掛金支払額	245百万円
ト 合計(ホ+ヘ)	1,319百万円

退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

イ 割引率	2.0%
ロ 期待運用収益率	0%
ハ 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準

7. 旧商法第280条ノ19第1項に規定する取締役及び使用人に付与している新株引受権の内容

株主総会の決議日	平成12年5月26日
対象となる株式の種類	普通株式
対象となる株式の総数	1,089千株
新株の発行価額(行使価額)	1株につき7,500円
権利行使期間	平成14年5月27日から 平成19年5月25日まで

8. 事業用土地の再評価に関する事項

「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。この評価差額のうち、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金資産」として資産の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。

再評価の方法 「土地の再評価に関する法律施行令」(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める路線価に基づき合理的な調整を行った価額及び同条第5号に定める鑑定評価に基づいて算出しております。

再評価を行った年月日	平成14年2月28日
再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額	1,481百万円

9. 商法施行規則第124条第3号に規定する資産に時価を付したことによる増加純資産額 110百万円

(損益計算書の注記)

1. 子会社との取引	営業取引高	2,786百万円
	営業取引以外の取引高	3百万円
2. 1株当たり当期純利益		199円93銭

# 利益処分案

(単位：円)

## 当期末処分利益の処分

当 期 未 処 分 利 益	29,736,439,129
---------------	----------------

これを次のとおり処分いたします。

利 益 配 当 金 ( 1 株につき 35円 )	3,576,201,685
-----------------------------	---------------

次 期 繰 越 利 益	26,160,237,444
-------------	----------------

## その他資本剰余金の処分

そ の 他 資 本 剰 余 金	3,232,274
-----------------	-----------

これを次のとおり処分いたします。

そ の 他 資 本 剰 余 金 次 期 繰 越 高	3,232,274
---------------------------	-----------

(注) 平成16年11月10日に、3,585,114,610円(1株につき35円)の中間配当を実施いたしました。

# 会計監査人の監査報告書 謄本（連結）

## 独立監査人の監査報告書

平成17年4月7日

株式会社 ローソン  
取締役会 御中

### 監査法人 トーマツ

代表社員  
関与社員 公認会計士 山田 信一

代表社員  
関与社員 公認会計士 松宮 俊彦

関与社員 公認会計士 原田 誠司

当監査法人は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第19条の2第3項の規定に基づき、株式会社ローソンの平成16年3月1日から平成17年2月28日までの第30期営業年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表及び連結損益計算書について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人は、上記の連結計算書類が、法令及び定款に従い株式会社ローソン及びその子会社から成る企業集団の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認める。

会社と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成17年4月7日

株式会社 ローソン  
取締役 会 御中

### 監査法人 トーマツ

代表社員 関与社員	公認会計士	山田 信一
代表社員 関与社員	公認会計士	松宮 俊彦
関与社員	公認会計士	原田 誠司

当監査法人は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第2条第1項の規定に基づき、株式会社ローソンの平成16年3月1日から平成17年2月28日までの第30期営業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、営業報告書（会計に関する部分に限る。）及び利益処分案並びに附属明細書（会計に関する部分に限る。）について監査を行った。なお、営業報告書及び附属明細書について監査の対象とした会計に関する部分は、営業報告書及び附属明細書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。この計算書類及び附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及び附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及び附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及び附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

- (1) 貸借対照表及び損益計算書は、法令及び定款に従い会社の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認める。
- (2) 営業報告書（会計に関する部分に限る。）は、法令及び定款に従い会社の状況を正しく示しているものと認める。
- (3) 利益処分案は、法令及び定款に適合しているものと認める。
- (4) 附属明細書（会計に関する部分に限る。）について、商法の規定により指摘すべき事項はない。

会社と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告書 謄本（連結）

## 連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成16年3月1日から平成17年2月28日までの第30期営業年度の連結計算書類（連結貸借対照表及び連結損益計算書）に関して各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査計画等に従い、連結計算書類について取締役等及び会計監査人から報告及び説明を受け、監査いたしました。

### 2. 監査の結果

会計監査人 監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成17年4月12日

## 株式会社ローソン 監査役会

常勤監査役 児島 政明

常勤監査役 山川 健次

監査役 真田 佳幸

監査役 小澤 徹夫

(注) 常勤監査役 児島 政明、監査役 真田 佳幸及び監査役 小澤 徹夫は「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。

# 監査役会の監査報告書 謄本

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成16年3月1日から平成17年2月28日までの第30期営業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査計画等に従い、取締役会、経営会議その他重要な会議に出席するほか、取締役、執行役員、内部監査部門等から職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本社、支社その他主要な事業所及び店舗において業務及び財産の状況を調査し、必要に応じて子会社等から営業の報告を求め、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、会計監査人から報告及び説明を受け、その独立性を監視し、その監査に立会い、計算書類及び附属明細書につき検討を加えました。

取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社又は株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等に関しては、上記の監査の方法のほか、必要に応じて取締役等から報告を求め、詳細に調査いたしました。また、法令遵守体制、リスク管理体制その他内部統制の状況について重点をおいて調査いたしました。

### 2. 監査の結果

- (1) 会計監査人 監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (2) 営業報告書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 利益処分に関する議案は、会社財産の状況その他の事情に照らし指摘すべき事項は認められません。
- (4) 附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。
- (5) 取締役の職務遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。  
なお、取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社又は株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等についても取締役の義務違反は認められません。
- (6) 内部統制に関する取締役の職務遂行については、指摘すべき事項は認められません。
- (7) 子会社等の調査の結果、取締役の職務遂行に関し指摘すべき事項は認められません。

平成17年4月12日

### 株式会社ローソン 監査役会

常勤監査役	児 島 政 明
常勤監査役	山 川 健 次
監 査 役	真 田 佳 幸
監 査 役	小 澤 徹 夫

- (注) 1. 常勤監査役 児島 政明、監査役 真田 佳幸及び監査役 小澤 徹夫は「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。
2. 常勤監査役 山川 健次は平成16年5月28日に就任いたしましたので、第30期営業年度中の3月1日より就任までの取締役の職務の執行の監査につきましては、他の監査役から詳細に話を聞き、重要な書類を閲覧して調査を行いました。

以 上

## 議決権の行使についての参考書類

### 1. 総株主の議決権の数

1, 021, 686個

### 2. 議案及び参考事項

#### 第1号議案 第30期利益処分案承認の件

当期の利益処分案につきましては、添付書類26頁に記載のとおりといたしたいと存じます。

当期の利益配当金につきましては、将来の事業展開に必要な内部留保を確保しつつ、財政状態、利益水準及び配当性向などを総合的に勘案して実施することとし、1株につき35円といたしたいと存じます。これにより、中間配当金35円を加えました通期の配当金は、前期に比べ29円増配の1株につき70円となります。

なお、内部留保資金につきましては、積極的な新規出店、既存店舗の改装及び新規ビジネスに充当し、企業価値の向上に努めてまいります。

#### 第2号議案 定款一部変更の件

当社現行定款の一部を以下のとおり変更いたしたいと存じます。

##### 1. 変更の理由

- ① フランチャイズ事業におけるサービスの拡大を図るため、現行定款第2条（目的）に「飲食店の経営」並びに「労働者派遣事業及び有料職業紹介事業」を追加し、併せて、号数の調整を行うものであります。
- ② 商法第212条の規定に基づき、取締役会決議により平成16年6月18日付で自己株式3,000,000株を消却したことに伴い、現行定款第5条（発行する株式の総数）において当社の発行する株式の総数を同数減ずるものであります。
- ③ 名義書換代理人の位置付けを明確にするため、現行定款第8条（名義書換代理人）において文言の追加を行うものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(変更箇所は下線の部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
(目的)	(目的)
第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
1.	1.
(省略)	(現行どおり)
15.	15.
16. 薬局の経営	16. 薬局及び <u>飲食店</u> の経営
17.	17.
(省略)	(現行どおり)
29.	29.
(新設)	<u>30. 労働者派遣事業及び有料職業紹介事業</u>
<u>30.</u>	<u>31.</u>
(省略)	(現行どおり)
<u>31.</u>	<u>32.</u>
第3条	第3条
(省略)	(現行どおり)
第4条	第4条
(発行する株式の総数)	(発行する株式の総数)
第5条 当社の発行する株式の総数は412,300,000株とする。ただし、株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。	第5条 当社の発行する株式の総数は <u>409,300,000株</u> とする。ただし、株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。
第6条	第6条
(省略)	(現行どおり)
第7条	第7条
(名義書換代理人)	(名義書換代理人)
第8条 当社は、株式及び新株予約権につき名義書換代理人を置く。	第8条 当社は、株式及び新株予約権につき名義書換代理人を置く <u>ことができる</u> 。
② (省略)	② (現行どおり)
③ 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）及び株券喪失登録簿並びに新株予約権原簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式及び新株予約権の名義書換、質権の登録、信託財産の表示、株券の交付、届出の受理、単元未満株式の買取請求の取扱い、株券喪失にかかる手続き等、株式及び新株予約権に関する事務は、名義書換代理人に取り扱わせ、当社においてはこれを取り扱わない。	③ <u>名義書換代理人を置いた場合には</u> 、当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）及び株券喪失登録簿並びに新株予約権原簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式及び新株予約権の名義書換、質権の登録、信託財産の表示、株券の交付、届出の受理、単元未満株式の買取請求の取扱い、株券喪失にかかる手続き等、株式及び新株予約権に関する事務は、名義書換代理人に取り扱わせ、当社においてはこれを取り扱わない。
第9条	第9条
(省略)	(現行どおり)
第32条	第32条

### 第3号議案 取締役2名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役青木輝夫及び三野博の両氏が辞任いたしますので、新たに取締役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴及び他の会社の代表状況	所有する 当社の 株式数
1	なり た こう いち 成 田 恒 一 (昭和29年6月30日生)	昭和52年4月 三菱商事株式会社入社 平成15年9月 同社生活産業グループCEOオフィス室長 平成16年10月 同社生活産業グループCEOオフィス室長兼ローソン事業ユニットマネージャー（現任）	株 0
2	かき うち たけ ひこ 垣 内 威 彦 (昭和30年7月31日生)	昭和54年4月 三菱商事株式会社入社 平成13年4月 同社食糧本部ホワイトミートユニットマネージャー兼レッドミートユニットマネージャー 平成16年4月 同社生活産業グループCEOオフィス企画・業務／事業投資・審査総括（現任）	0

- (注) 1. 候補者成田恒一及び垣内威彦の両氏は、いずれも商法第188条第2項第7号ノ2に定める社外取締役の要件を満たしております。
2. 候補者成田恒一氏がユニットマネージャーを務める三菱商事株式会社ローソン事業ユニットと当社との間には、事業に対する人的協力の関係があります。
3. 候補者成田恒一及び垣内威彦の両氏は、青木輝夫及び三野博の両氏の補欠として選任をお願いするものであり、当社定款の規定により、任期は前任者の任期満了の時までとなります。

#### 第4号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役 山川健次氏は任期満了となり、真田佳幸氏は辞任いたしますので、監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴及び他の会社の代表状況	所有する 当社の 株式数
1	やま かわ けん じ 山 川 健 次 (昭和22年9月2日生)	昭和45年4月 株式会社ダイエー入社 平成4年4月 同社経理本部長 平成4年5月 当社監査役 平成6年3月 株式会社ダイエー経営企画本部長 平成7年5月 同社経理本部長 平成8年2月 当社取締役財務経理室長 平成14年1月 当社執行役員監査室長 平成14年6月 当社執行役員監査ステーションディレクター 平成15年4月 当社執行役員総務ステーションディレクター 平成16年3月 当社執行役員総務ステーション担当 平成16年5月 当社常勤監査役(現任)	株  3,200
2	* くわ た ひろし 桑 田 博 (昭和31年12月3日生)	昭和55年4月 三菱商事株式会社入社 平成13年5月 同社経営企画部リスクマネジメント・再構築担当 平成16年4月 同社コントローラーオフィス投融资管理チームリーダー(現任)	0

- (注) 1. 候補者桑田博氏は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役の候補者であります。
2. \*は、新任の監査役候補者であります。
3. 本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。
4. 上記の候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
5. 候補者桑田博氏は、真田佳幸氏の補欠として選任をお願いするものであり、当社定款の規定により、任期は前任者の任期満了の時までとなります。

**第5号議案** 当社の取締役及び執行役員に対し、ストックオプションとして新株予約権を発行する件  
商法第280条ノ20及び商法第280条ノ21の規定に基づき、以下の要領により、当社の取締役及び執行役員に対し、ストックオプションとして新株予約権を発行することといたしたいと存じます。

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社の業績向上に対する意欲や士気を高め、より一層株主の皆さまの利益を重視した業務展開を図ることを目的とし、3.の「新株予約権発行の要領」に記載のとおり、当社の取締役及び執行役員に対し新株予約権を無償で発行するものであります。

2. 新株予約権割当ての対象者

当社の取締役及び執行役員

3. 新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式 120,000株を上限とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合は、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

(2) 新株予約権の総数

1,200個を上限とする（新株予約権1個につき100株。ただし、(1)に定める株式数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。）。

(3) 新株予約権の発行価額

無償で発行するものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額

新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額は、次により決定される1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に(2)に定める新株予約権1個の株式数を乗じた金額とする。行使価額は、新株予約権を発行する日の属する月の前月各日（取引が成立しない日を除く。）における東京証券取引所の当社株式普通取引の終値平均の金額（1円未満の端数は切り上げる。）とする。ただし、当該金額が新株予約権の発行日の前日の東京証券取引所における当社株式普通取引の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 ×  $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$

また、時価を下回る価額で、新株を発行する場合又は自己株式を処分する場合（新株予約権及び旧商法第280条ノ19第1項の規定に基づき発行された新株引受権の行使により新株を発行する場合は除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を、「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合は、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

- (5) 新株予約権を行使することができる期間  
平成19年5月27日から平成22年12月31日まで
- (6) 新株予約権の行使の条件
  - ① 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において、当社取締役、監査役、執行役員又は使用人の何れかの地位を保有していること、あるいは当社と顧問契約を締結している場合に限る。ただし、新株予約権の割当てを受けた者が、当社を任期満了により退任した場合又は定年退職その他取締役会が認める事由により退職した場合は、この限りではない。
  - ② 新株予約権者は、当社普通株式の東京証券取引所における株価が(4)に定めた価額の1.1倍以上の場合に限り当社に対して権利行使の申し込みを行うことができる。
  - ③ その他の条件については、本総会及び取締役会決議に基づき、当社と対象の取締役及び執行役員との間で締結する「新株予約権申込証」及び「新株予約権割当契約」に定めるところによる。なお、当社は新株予約権の割当てに際し、新株予約権の行使条件につき、上記①及び②よりも制約を強化した内容で「新株予約権割当契約」を締結することができるものとする。
- (7) 新株予約権の消却の事由及び条件
  - ① 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき及び当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案又は株式移転の議案が承認されたときは、当社は本件新株予約権を無償で消却することができるものとする。
  - ② 本件新株予約権は、新株予約権の割当てを受けた者が(6)①に定める条件を満たさない状態となり権利を喪失した場合にはその新株予約権を無償で消却することができるものとする。ただし、この場合の消却手続きは新株予約権の行使期間終了後一括して行うことができるものとする。
- (8) 新株予約権の譲渡制限  
新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。

**第6号議案** 当社の取締役に対し、株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行する件  
商法第280条ノ20及び商法第280条ノ21の規定に基づき、以下の要領により、当社の取締役に対し、株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行することといたしたいと存じます。

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社は今般、取締役に対する報酬制度を大幅に見直し、従来の取締役退職慰労金制度を廃止するとともに、今後は取締役に対し、在任中の各年度における当社株主総会での承認可決を条件に、株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を無償で割り当てていくことを予定しております。つきましては、株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆さまと共有し、株価上昇及び業績向上への意欲や士気を高めることを目的として、3.の「新株予約権発行の要領」に記載のとおり、株式報酬型ストックオプションとして、当社の取締役に対し新株予約権を無償で発行するものであります。

2. 新株予約権割当ての対象者

当社の取締役

3. 新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式 25,000株を上限とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合は、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

(2) 新株予約権の総数

250個を上限とする（新株予約権1個につき100株。ただし、(1)に定める株式数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。）。

(3) 新株予約権の発行価額

無償で発行するものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額

新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額は、新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに(2)に定める新株予約権1個の株式数を乗じた金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

平成17年5月27日から平成37年5月31日まで

(6) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当てを受けた者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日（以下「権利行使開始日」という。）から5年間に限り新株予約権を行使できるものとする。ただし、以下のア)イ)に定める場合には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。
  - ア) 新株予約権者が平成32年5月31日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合には、平成32年6月1日から平成37年5月31日までとする。
  - イ) 当社が消滅会社となる合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換契約書の議案又は株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合には、当該承認日の翌日から15日間とする。
- ② 新株予約権の一部行使はできないものとする。
- ③ その他の条件については、本総会及び取締役会決議に基づき、当社と対象の取締役との間で締結する「新株予約権申込証」及び「新株予約権割当契約」に定めるところによる。なお、当社は新株予約権の割当てに際し、新株予約権の行使条件につき、上記①及び②よりも制約を強化した内容で「新株予約権割当契約」を締結することができるものとする。

(7) 新株予約権の消却の事由及び条件

- ① 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき及び当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案又は株式移転の議案が承認されたときは、当社は(6)①で行使されなかった本件新株予約権を無償で消却することができるものとする。
- ② 当社は、いつでも、当社が取得し保有する新株予約権を、無償で消却することができるものとする。また、(6)③の「新株予約権割当契約」に定める新株予約権の失効事由が生じたときには、当社は失効した本件新株予約権を無償で消却することができるものとする。ただし、これらの場合の消却手続きは新株予約権の行使期間終了後一括して行うことができるものとする。

(8) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。

**第7号議案** 退任取締役及び退任監査役に対する退職慰労金贈呈並びに取締役退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件

本総会終結の時をもって取締役を辞任されます青木輝夫及び三野博の両氏並びに本総会終結の時をもって監査役を辞任されます真田佳幸氏に対し、在任中の労に報いるため、退任取締役については合計3千2百万円の範囲内で、退任監査役については5百万円の範囲内でそれぞれ退職慰労金を贈呈することといたしたいと存じます。なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法などは、退任取締役については取締役会に、退任監査役については監査役の協議にご一願いたいと存じます。

また、当社は平成17年4月13日開催の取締役会において、取締役退職慰労金制度を廃止することを決議いたしました。これに伴い、青木輝夫及び三野博の両氏を除く任期中の取締役7名に対し、本総会終結の時までの在任期間に対応する退職慰労金を合計1億2千5百万円の範囲内で打ち切り支給をいたしたいと存じます。また、その支給時期は各氏の退任時といたしたいと存じます。

なお、その具体的金額、方法などは、取締役会にご一願いたいと存じます。

退任取締役及び退任監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	略歴
青木輝夫	平成12年5月 当社取締役 平成13年3月 当社常務取締役 平成14年1月 当社取締役専務執行役員 平成16年3月 当社取締役（現任）
三野博	平成16年5月 当社取締役（現任）
真田佳幸	平成13年5月 当社監査役（現任）

打ち切り支給の対象となる取締役の略歴は次のとおりであります。

氏名	略歴
新浪剛	平成14年5月 当社代表取締役社長執行役員 平成17年3月 当社代表取締役社長（現任）
田邊栄一	平成13年5月 当社取締役 平成14年1月 当社取締役常務執行役員 平成16年5月 当社代表取締役専務執行役員 平成17年3月 当社代表取締役副社長（現任）
山崎勝彦	平成15年5月 当社取締役常務執行役員（現任）
田坂広志	平成12年5月 当社取締役（現任）
奥谷禮子	平成14年5月 当社取締役（現任）
増田宗昭	平成15年5月 当社取締役（現任）
古川洽次	平成16年5月 当社取締役（現任）

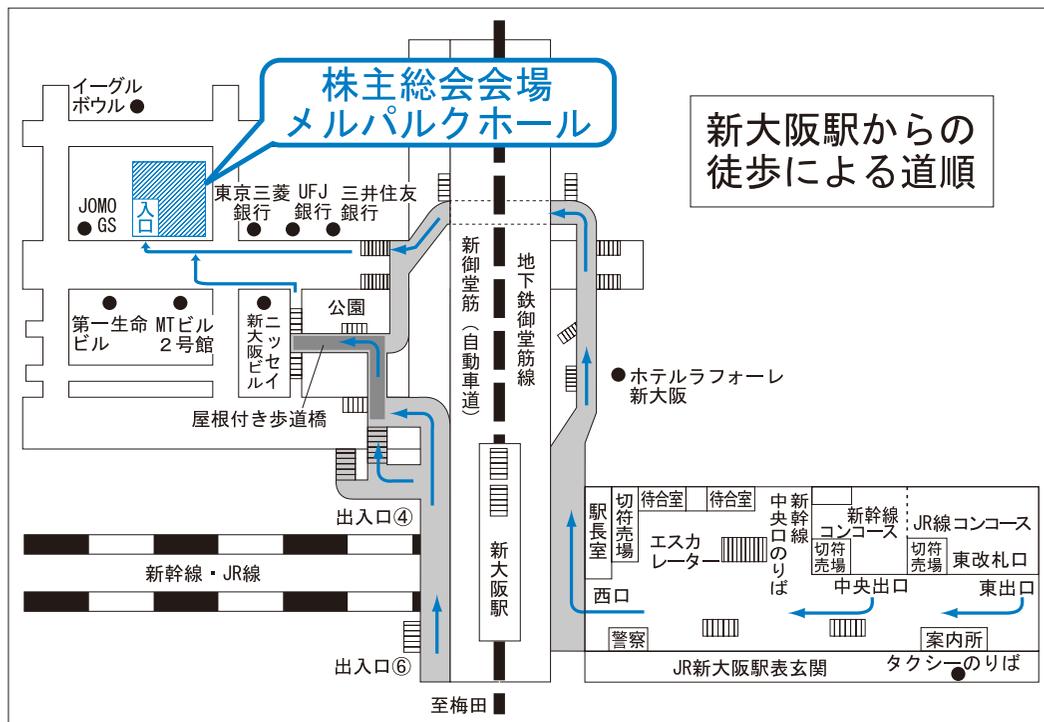
以上

メ モ

# 株主総会会場ご案内図

メルパルクホール（大阪郵便貯金ホール）

大阪府大阪市淀川区宮原四丁目2番1号



## 交通ご案内

地下鉄御堂筋線ご利用の場合

地下鉄新大阪駅、出入口④を出て、屋根付き歩道橋渡る(徒歩6分)。

新幹線・JR線ご利用の場合

西口を出て右折、歩道橋渡る(徒歩6分)。

出入口⑥（ハイウェイバス乗り場）を出て左へ、屋根付き歩道橋渡る(徒歩6分)。

お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。